

(単位:百万円)

科目	令和4年3月期	令和5年3月期	科目	令和4年3月期	令和5年3月期
(資産の部)			(負債の部)		
現金	10,419	8,217	預金積金	1,582,185	1,650,480
預け金	506,666	722,129	当座預金	4,951	4,583
買入金銭債権	2,962	1,951	普通預金	116,544	122,712
有価証券	441,230	299,213	貯蓄預金	68	66
国債	89,875	6,047	通知預金	1,638	540
地方債	82,306	39,488	定期預金	1,450,856	1,514,902
社債	73,687	72,539	定期積金	7,110	6,640
株式	14,213	12,358	その他の預金	1,015	1,034
その他の証券	181,147	168,779	その他の負債	9,870	8,733
貸出金	704,989	707,033	未決済為替借	67	80
割引手形	1,183	171	未払費用	5,170	5,427
手形貸付	62,451	68,910	給付補填備金	3	3
証書貸付	639,388	635,002	未払法人税等	3,735	2,040
当座貸越	1,966	2,949	前受収益	170	191
その他の資産	3,973	3,850	払戻未済金	37	23
未決済為替貸	152	155	払戻未済持分	-	8
信金中金出資金	2,223	2,223	職員預り金	315	315
前払費用	631	503	リース債務	15	10
未収収益	829	775	資産除去債務	67	68
その他の資産	136	192	その他の負債	287	564
有形固定資産	28,801	27,259	賞与引当金	581	582
建物	14,308	13,151	退職給付引当金	35	45
土地	13,206	12,826	役員退職慰労引当金	626	611
リース資産	14	10	偶発損失引当金	1	0
建設仮勘定	2	256	睡眠預金払戻損失引当金	2	2
その他の有形固定資産	1,270	1,015	再評価に係る繰延税金負債	327	327
無形固定資産	104	92	債務保証	179	167
ソフトウェア	100	88	負債の部合計	1,593,810	1,660,950
その他の無形固定資産	3	3	(純資産の部)		
前払年金費用	31	-	出資金	3,962	3,986
繰延税金資産	3,647	4,255	普通出資金	3,962	3,986
債務保証見返	179	167	利益剰余金	95,109	102,761
貸倒引当金	△10,467	△9,217	利益準備金	3,934	3,962
(うち個別貸倒引当金)	△6,756	△5,640	その他利益剰余金	91,174	98,799
			特別積立金	27,711	32,711
			当期末処分剰余金	63,463	66,088
			処分未済持分	△1	△2
			会員勘定合計	99,070	106,746
			その他有価証券評価差額金	△1,068	△3,470
			土地再評価差額金	729	729
			評価・換算差額等合計	△338	△2,741
資産の部合計	1,692,541	1,764,955	純資産の部合計	98,731	104,004
			負債及び純資産の部合計	1,692,541	1,764,955

貸借対照表上の注記(令和5年3月期)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建物 | 7年~50年 |
| その他 | 2年~20年 |
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績の過去の一定の期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。
- 上記以外の要管理先に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要注意先及び業績が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下、「正常先」という)に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、3年間または1年間の貸倒実績の過去の一定の期間における平均値に基づき損失率を求めて決定した予想損失率により計上しております。
- すべての貸出金等債権は、「自己査定基準」に基づき、各営業店(営業関連部署)が資産査定を実施し、融資管理部(融資審査管理部署)がこれらを確認検証した上で、さらに、これらの部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,260百万円であります。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- 数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)
- | | |
|-----------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,740,569百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | |
| と最低責任準備金の額との合計額 | 1,807,426百万円 |
| 差引額 | △66,857百万円 |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和4年3月分)…0.2633%
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金53百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠

出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記

②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 収益の計上方法
- 役員取引等収益は、役員提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
- 為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。また、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
13. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。
- | | |
|-------|----------|
| 貸倒引当金 | 9,217百万円 |
|-------|----------|
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として、6に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見直し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見直し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴う影響については、現在影響を受けている、もしくは今後受けるであろう業種・債務者につき、個別に業績判断を行ない、資産査定に反映しています。
- なお、個別貸出先の債務者区分の判定に用いた仮定や、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大の状況や貸出先の信用リスクへの影響に関する仮定は不確実であり、これらが変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権債務はありません。
16. 有形固定資産の減価償却累計額5,759百万円
17. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
- | | |
|--------------------|------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 13,366百万円 |
| 危険債権額 | 17,528百万円 |
| 要管理債権額 | — |
| 三月以上延滞債権額 | — |
| 貸出条件緩和債権額 | — |
| 小計額 | 30,895百万円 |
| 正常債権額 | 676,823百万円 |
| 合計額 | 707,718百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
18. 手形割引は業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は171百万円であります。

19. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 1,023百万円(歳入代理店契約等の日本銀行との取引等に対して)
現金 2百万円(水道料金取扱いあるいは交換決済等の担保に対して)
預け金 15,100百万円(為替決済あるいは支払承諾等の担保に対して)
20. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 637百万円
21. 出資1口当たりの純資産額 1,305円21銭
22. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
当金庫は、融資審査規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部(融資部)により行われ、また、定期的に経営陣による融資会議や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資管理部(管理部)がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i)金利リスクの管理
当金庫は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスク管理に関する規程及び要項において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。
- (ii)為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、直先総合持高で管理しております。
- (iii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、余資運用会議の方針に基づき、理事会の監督の下、余資資金運用基準に従い行われております。
このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は資金運用部を通じ、理事会及び余資運用会議において定期的に報告されております。
- (iv)市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、

当事業年度末現在、上方パラレルシフト(指標金利のうち短期金利と長期金利がともに1.0%上昇)が生じたものと想定した場合の経済価値は2,255百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

上記以外に「有価証券」については、市場リスク量をVaRにより日次で計測し、取得したリスク量と、有価証券評価損益の期中増減及び期中売買損益の合算が自己資本の一定範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99.0%、観測期間5年)により算出しており、令和5年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で17,866百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預金積金、預け金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	722,129	722,071	▲57
(2) 有価証券	290,783	289,384	▲1,399
満期保有目的の債券	71,100	69,700	▲1,399
その他有価証券(*3)	219,683	219,683	-
(3) 貸出金(*1)	707,033		
貸倒引当金(*2)	△9,217		
	697,816	699,013	1,197
金融資産計	1,710,729	1,710,469	▲259
(1) 預金積金(*1)	1,650,480	1,653,781	3,300
金融負債計	1,650,480	1,653,781	3,300

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに市場金利(TIBOR、TIBOR参照のSWAPレート、国債金利)で割り引いた現在価額を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格または公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については24.から25.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TIBOR、TIBOR参照のSWAPレート、国債金利)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(TIBOR、TIBOR参照のSWAPレート、国債金利)を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	63
組合出資金(*2)	8,366
合 計	8,430

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	80,100	16,000	4,000	2,000
有価証券	31,635	100,478	53,803	2,000
満期保有目的の債券	12,000	34,100	23,000	2,000
その他有価証券のうち満期があるもの	19,635	66,378	30,803	-
貸出金(*)	114,138	170,945	125,572	278,827
合 計	225,873	287,423	183,375	282,827

(*) 貸出金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	732,409	786,437	3	484
合 計	732,409	786,437	3	484

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、25.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	-	-	-
	その他	11,500	11,552	52
	小計	11,500	11,552	52
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	2,000	1,980	△20
	その他	57,600	56,168	△1,431
	小計	59,600	58,148	△1,451
合 計		71,100	69,700	△1,399

その他の有価証券 (単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	7,851	6,705	1,145
	債券	48,754	48,585	168
	国債	6,047	5,994	52
	地方債	23,093	23,000	93
	社債	19,613	19,590	22
	その他	17,396	16,362	1,033
小計	74,001	71,653	2,347	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	4,443	4,970	△527
	債券	67,321	67,915	△593
	国債	-	-	-
	地方債	16,395	16,496	△101
	社債	50,926	51,418	△492
	その他	73,916	79,957	△6,040
小計	145,681	152,843	△7,161	
合 計		219,683	224,496	△4,813

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	4,569	865	378
債券	136,728	392	5,680
国債	94,884	321	4,152
地方債	41,345	71	1,525
社債	498	-	1
その他	32,456	1,070	63
合 計	173,753	2,329	6,122

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,023百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,441百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,262百万円
その他有価証券評価差額金	1,343
未払事業税	172
役員退職慰労引当金	170
賞与引当金	162
未収利息償却自己否認	33
減価償却超過額	8
その他	122
繰延税金資産小計	4,276
評価性引当額	△19
繰延税金資産合計	4,257
繰延税金負債	
その他	1
繰延税金負債合計	1
繰延税金資産の純額	4,255

28. 会計方針の変更

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

(単位:百万円)

科目	令和4年3月期	令和5年3月期
経常収益	34,868	33,823
資金運用収益	28,833	29,214
貸出金利息	24,333	24,661
預け金利息	304	347
有価証券利息配当金	4,137	4,149
その他の受入利息	58	55
役務取引等収益	936	1,247
受入為替手数料	172	159
その他の役務収益	764	1,088
その他業務収益	1,291	1,002
国債等債券売却益	1,285	980
国債等債券償還益	4	19
その他の業務収益	1	1
その他経常収益	3,806	2,358
償却債権取立益	292	459
株式等売却益	3,086	990
その他の経常収益	426	908
経常費用	20,733	23,165
資金調達費用	4,747	5,102
預金利息	4,744	5,099
給付補填備金繰入額	1	1
その他の支払利息	1	1
役務取引等費用	77	69
支払為替手数料	42	34
その他の役務費用	35	34
その他業務費用	62	5,702
国債等債券売却損	62	5,641
国債等債券償還損	0	60
経費	8,073	8,493
人件費	4,581	4,838
物件費	3,031	3,100
税金	460	553
その他経常費用	7,772	3,798
貸倒引当金繰入額	4,162	1,063
貸出金償却	2,308	1,746
株式等売却損	980	381
その他の経常費用	321	606
経常利益	14,134	10,657
特別利益	235	205
固定資産処分益	235	205
特別損失	243	37
固定資産処分損	54	37
減損損失	189	-
税引前当期純利益	14,126	10,825
法人税、住民税及び事業税	4,340	2,615
法人税等調整額	△411	321
法人税等合計	3,928	2,937
当期純利益	10,197	7,888
繰越金(当期首残高)	53,200	58,200
土地再評価差額金取崩額	65	-
当期末処分剰余金	63,463	66,088

損益計算書の注記(令和5年3月期)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額 98円96銭
- 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は1,247,474千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科目	令和4年3月期	令和5年3月期
当期末処分剰余金	63,463	66,088
積立金取崩額	-	-
利益準備金限度超過取崩額	-	-
剰余金処分額	5,263	5,182
利益準備金	27	23
普通出資に対する配当金	235	158
	(年6.0%)	(年4.0%)
特別積立金	5,000	5,000
繰越金(当期末残高)	58,200	60,905

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査

令和5年6月16日開催の第101回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

財務諸表の適正性等の確認

令和5年3月期における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和5年6月19日

大阪厚生信用金庫

理事長 大出 重光

● 主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	平成31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
経常収益	27,689	31,077	35,516	34,868	33,823
経常利益	13,277	12,272	13,021	14,134	10,657
当期純利益	9,671	8,763	9,485	10,197	7,888
出資総額	3,945	3,911	3,934	3,962	3,986
出資総口数(千口)	78,902	78,228	78,699	79,257	79,726
純資産額	75,215	73,942	93,315	98,731	104,004
総資産額	1,346,257	1,454,659	1,568,010	1,692,541	1,764,955
預金積金残高	1,260,921	1,369,941	1,463,075	1,582,185	1,650,480
貸出金残高	542,328	605,284	676,230	704,989	707,033
有価証券残高	376,220	367,195	407,717	441,230	299,213
自己資本比率(%)	10.62	10.34	10.79	11.19	12.19
出資に対する配当金	156	154	155	235	158
役員数(人)	15	15	15	15	15
うち常勤役員数(人)	12	12	12	12	12
職員数(人)	537	539	561	578	584
会員数(人)	10,859	10,625	10,447	9,859	9,634

● 業務粗利益

(単位:百万円)

	令和4年3月期	令和5年3月期
資金運用収支	24,086	24,111
資金運用収益	28,833	29,214
資金調達費用	4,747	5,102
役務取引等収支	858	1,178
役務取引等収益	936	1,247
役務取引等費用	77	69
その他の業務収支	1,228	△ 4,699
その他業務収益	1,291	1,002
その他業務費用	62	5,702
業務粗利益	26,173	20,590
業務粗利益率	1.64%	1.21%

(注) 業務粗利益率(%) = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

● 業務純益

(単位:百万円)

	令和4年3月期	令和5年3月期
業務純益	17,827	12,330
実質業務純益	18,218	12,195
コア業務純益	16,991	16,896
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	16,840	16,533

(注) 1. 業務純益=業務収益-業務費用

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

● 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

	平均残高		利息		利回り	
	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
資金運用勘定	1,598,265	1,706,454	28,833	29,214	1.80	1.71
うち貸出金	700,552	706,842	24,333	24,661	3.47	3.48
うち預け金	472,574	611,058	304	347	0.06	0.05
うち有価証券	419,703	384,335	4,137	4,149	0.98	1.07
うち買入金銭債権	3,211	1,994	9	6	0.28	0.31
資金調達勘定	1,525,183	1,627,165	4,747	5,102	0.31	0.31
うち預金積金	1,524,879	1,626,854	4,746	5,101	0.31	0.31

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年3月期 2,815百万円、令和5年3月期 3,573百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

● 利鞘

(単位:%)

	令和4年3月期	令和5年3月期
資金運用利回り	1.80	1.71
資金調達原価率	0.83	0.82
総資金利鞘	0.97	0.89

● 受取・支払利息の増減

(単位:百万円)

	令和4年3月期			令和5年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息合計	2,022	△2,299	△276	1,852	△1,471	380
うち貸出金	1,428	△1	1,426	219	108	327
うち預け金	24	△15	8	78	△35	43
うち有価証券	312	△2,028	△1,715	△381	394	12
うち買入金銭債権	3	0	3	△3	0	△2
支払利息合計	318	△361	△43	319	35	355
うち預金積金	318	△361	△43	319	35	354

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含める方法により表示しております。

● 利益率

(単位:%)

	令和4年3月期	令和5年3月期
総資産経常利益率	0.86	0.61
総資産当期純利益率	0.62	0.45

(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返除く)平均残高}} \times 100$

● 預金積金平均残高

(単位:百万円、%)

	令和4年3月期		令和5年3月期	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	132,467	8.7	132,940	8.2
定期性預金	1,392,411	91.3	1,493,914	91.8
預金合計	1,524,879	100.0	1,626,854	100.0

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金+別段預金+納税準備預金
2. 定期性預金=定期預金+定期積金

● 定期預金残高

(単位:百万円)

	令和4年3月期	令和5年3月期
定期預金	1,450,856	1,514,902
固定金利	1,450,856	1,514,902
変動金利	-	-

● 貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

	令和4年3月期		令和5年3月期	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	2,896	0.4	486	0.1
手形貸付	61,924	8.8	66,574	9.4
証書貸付	632,821	90.4	636,898	90.1
当座貸越	2,909	0.4	2,883	0.4
合計	700,552	100.0	706,842	100.0

● 貸出金残高

(単位:百万円)

	令和4年3月期	令和5年3月期
貸出金	704,989	707,033
固定金利	84,452	89,340
変動金利	620,537	617,693

● 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円、%)

	令和4年3月期		令和5年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	37,176	5.2	36,746	5.2
有価証券	2,812	0.4	2,812	0.4
不動産	442,716	62.8	446,770	63.2
その他	2,937	0.4	4,061	0.6
小計	485,644	68.8	490,391	69.4
信用保証協会・信用保険	6,702	1.0	6,009	0.8
保証	211,403	30.0	210,008	29.7
信用	1,240	0.2	624	0.1
合計	704,989	100.0	707,033	100.0

● 債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円、%)

	令和4年3月期		令和5年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	3	1.7	3	1.8
不動産	169	94.5	160	95.8
その他	2	1.4	-	-
小計	175	97.6	163	97.6
信用保証協会・信用保険	4	2.4	4	2.4
合計	179	100.0	167	100.0

● 貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	令和4年3月期		令和5年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	508,280	72.1	506,743	71.7
運転資金	196,709	27.9	200,290	28.3
合計	704,989	100.0	707,033	100.0

● 消費者ローンおよび住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

	令和4年3月期		令和5年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
消費者ローン残高	378	26.1	456	32.7
住宅ローン残高	1,073	73.9	940	67.3
合計	1,451	100.0	1,396	100.0

● 貸出金業種別内訳

(単位:百万円、%)

	令和4年3月期		令和5年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	5,000	0.7	5,322	0.8
建設業	45,134	6.4	44,178	6.2
電気、ガス、熱供給、水道業	18,620	2.7	19,136	2.8
情報通信業	2,767	0.4	1,933	0.3
運輸業、郵便業	1,546	0.2	1,293	0.2
卸売業、小売業	25,103	3.6	18,979	2.7
金融業、保険業	54,762	7.8	56,146	7.9
不動産業	379,252	53.8	388,874	55.0
物品賃貸業	489	0.1	171	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	36	0.0	25	0.0
宿泊業	33,884	4.8	30,132	4.3
飲食業	3,131	0.4	3,153	0.4
生活関連サービス業、娯楽業	84,473	12.0	82,316	11.6
教育、学習支援業	323	0.0	477	0.1
医療、福祉	12,012	1.7	12,707	1.8
その他のサービス	36,665	5.2	40,511	5.7
小計	703,204	99.8	705,361	99.8
地方公共団体	300	0.0	275	0.0
個人	1,485	0.2	1,396	0.2
合計	704,989	100.0	707,033	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

● 預貸率

(単位:%)

	令和4年3月期	令和5年3月期
期末預貸率	44.55	42.83
期中平均預貸率	45.94	43.44

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}} \times 100$

● 有価証券平均残高

(単位:百万円、%)

	令和4年3月期		令和5年3月期	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	83,073	19.8	43,281	11.3
地方債	75,136	17.9	72,355	18.8
社債	75,978	18.1	74,729	19.4
株式	17,706	4.2	12,181	3.2
その他の証券	167,808	40.0	181,787	47.3
合計	419,703	100.0	384,335	100.0

● 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

令和4年3月期		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期限の定め のないもの	合計
国	債	4,024	15,185	2,028	1,000	9,920	57,715	-	89,875
地	債	6,024	13,156	13,614	17,060	32,451	-	-	82,306
社	債	12,422	28,009	20,241	1,318	11,694	-	-	73,687
株	式	-	-	-	-	-	-	14,213	14,213
その他の証券		5,299	23,338	14,899	12,032	8,045	2,000	115,533	181,147
合計		27,771	79,689	50,783	31,411	62,111	59,715	129,747	441,230

令和5年3月期		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期限の定め のないもの	合計
国	債	-	5,048	-	998	-	-	-	6,047
地	債	5,522	6,554	12,512	14,900	-	-	-	39,488
社	債	15,843	27,852	14,460	8,904	5,478	-	-	72,539
株	式	-	-	-	-	-	-	12,358	12,358
その他の証券		11,001	19,247	19,037	23,586	2,893	2,000	91,012	168,779
合計		32,367	58,703	46,009	48,389	8,372	2,000	103,371	299,213

● 預証率

(単位:%)

	令和4年3月期	令和5年3月期
期末預証率	27.88	18.12
期中平均預証率	27.52	23.62

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}} \times 100$

● 有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和4年3月期			令和5年3月期		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	18,500	18,667	167	11,500	11,552	52
	小 計	18,500	18,667	167	11,500	11,552	52
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	2,000	2,000	-	2,000	1,980	△ 20
	その他	38,600	37,877	△ 722	57,600	56,168	△ 1,431
	小 計	40,600	39,877	△ 722	59,600	58,148	△ 1,451
合 計		59,100	58,545	△ 554	71,100	69,700	△ 1,399

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和4年3月期			令和5年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9,069	7,546	1,522	7,851	6,705	1,145
	債券	109,874	108,786	1,088	48,754	48,585	168
	国債	36,136	35,475	661	6,047	5,994	52
	地方債	46,359	45,995	364	23,093	23,000	93
	社債	27,378	27,315	63	19,613	19,590	22
	その他	33,776	31,180	2,596	17,396	16,362	1,033
	小 計	152,721	147,513	5,207	74,001	71,653	2,347
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,079	5,801	△721	4,443	4,970	△ 527
	債券	133,994	136,356	△2,361	67,321	67,915	△ 593
	国債	53,738	55,565	△1,827	-	-	-
	地方債	35,947	36,300	△352	16,395	16,496	△ 101
	社債	44,308	44,490	△181	50,926	51,418	△ 492
	その他	71,741	75,347	△3,606	73,916	79,957	△ 6,040
小 計	210,815	217,505	△6,689	145,681	152,843	△ 7,161	
合 計		363,536	365,018	△1,482	219,683	224,496	△ 4,813

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

4. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

種 類	令和4年3月期	令和5年3月期
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	63	63
組 合 出 資 金	7,914	8,366
私 募 不 動 産 投 資 信 託	10,614	
合 計	18,593	8,430

金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

【主な分類商品】上場株式、国債等の、取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

【主な分類商品】地方債、社債（上場企業等）、市場における取引価格が存在せず、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、基準価額を時価とする投資信託、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの取引量が活発ではない商品や、観察できないインプットによる影響が一定以下の商品などを分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

【主な分類商品】ユーロ円債等の、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品や、観察できないインプットによる影響が一定超の商品などを分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

令和5年3月期

(単位:百万円)

区 分		時 価			合 計
		レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券 (その他保有)	国債	6,047	-	-	6,047
	地方債	-	39,488	-	39,488
	社債	-	70,539	-	70,539
	政保債	-	3,723	-	3,723
	金融債	-	46,947	-	46,947
	その他社債	-	19,868	-	19,868
	外国証券	-	-	300	300
	投資信託	43,428	36,477	-	79,905
	その他の証券	1,404	-	-	1,404
株式	12,294	-	-	12,294	
有価証券 (満期保有)	社債	-	-	1,980	1,980
	外国証券	-	5,595	62,125	67,720
金融資産計		63,175	152,100	64,405	279,681

※1. 有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は、9,702百万円であります。

※2. デリバティブ取引は該当ございません。

※3. 重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注) 1. 当金庫では、原則「金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項」に関して、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等に関する適用指針」（第5-2項）を基に、当金庫の内部管理上のレベル情報を記載しております。

2. 本開示事項は会計監査の対象外となります。したがって、記載内容はあくまで内部管理に基づく定義・分類方法等によるものです。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)		貸倒引当金(d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年3月期	9,868	9,868	6,648	3,219	100.00%	100.00%	
	令和5年3月期	13,366	13,366	10,653	2,713	100.00%	100.00%	
危険債権	令和4年3月期	24,164	21,820	18,284	3,536	90.30%	60.14%	
	令和5年3月期	17,528	16,459	13,532	2,926	93.90%	73.24%	
要管理債権	令和4年3月期	-	-	-	-	-	-	
	令和5年3月期	-	-	-	-	-	-	
	三月以上延滞債権	令和4年3月期	-	-	-	-	-	-
	令和5年3月期	-	-	-	-	-	-	
	貸出条件緩和債権	令和4年3月期	-	-	-	-	-	-
	令和5年3月期	-	-	-	-	-	-	
小計(A)	令和4年3月期	34,033	31,689	24,933	6,756	93.11%	74.24%	
	令和5年3月期	30,895	29,826	24,185	5,640	96.54%	84.06%	
正常債権(B)	令和4年3月期	671,599						
	令和5年3月期	676,823						
総与信残高(A)+(B)	令和4年3月期	705,632						
	令和5年3月期	707,718						

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。

役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 支払時期

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	313

(注) 1. 対象役員に該当する理事は12名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

(注) 2. 上記の内訳は、「基本報酬」171百万円、「賞与」87百万円、「退職慰労金」54百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(注) 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条1項3号及び4号及び6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 (注) 2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 (注) 3. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況等について

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	令和4年3月期	令和5年3月期
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	98,834	106,587
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,962	3,986
うち、利益剰余金の額	95,109	102,761
うち、外部流出予定額(△)	235	158
うち、上記以外に該当するものの額	△1	△2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,711	3,576
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,711	3,576
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	102,546	110,163
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	75	66
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	75	66
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	22	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	97	66
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	102,448	110,097
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	870,726	855,867
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	44,674	47,003
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	915,401	902,870
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	11.19%	12.19%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

◎自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金により構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

種 類	発行体	コア資本に係る基礎項目の額に参入された額
普通出資	大阪厚生信用金庫	3,986百万円

2. 自己資本の充実度に関する事項

◎自己資本の充実度

令和5年3月期の当金庫の自己資本比率は12.19%で国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っているものと評価しております。

当金庫では、自己資本が潜在損失への備えであることを踏まえるとともに、経営の健全性を十分確保するため、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させております。

なお、将来の自己資本充実策は、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進と適切なリスク管理を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策としております。

■ポートフォリオごとの信用リスク及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	令和4年3月期		令和5年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	870,726	34,829	855,867	34,234
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	860,400	34,416	845,378	33,815
(i) ソブリン向け	922	36	859	34
(ii) 金融機関向け	43,451	1,738	45,172	1,806
(iii) 法人等向け	637,529	25,501	641,323	25,652
(iv) 中小企業等・個人向け	1,877	75	1,408	56
(v) 抵当権付住宅ローン	180	7	163	6
(vi) 不動産取得等事業向け	16,113	644	21,808	872
(vii) 三月以上延滞等	2,636	105	2,812	112
(viii) 信用保証協会等による保証付	218	8	207	8
(ix) 出資等	70,044	2,801	52,744	2,109
(x) その他	87,425	3,497	78,877	3,155
証券化エクスポージャー	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	10,155	406	10,319	412
ルック・スルー方式	10,155	406	10,319	412
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	170	6	169	6
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	44,674	1,786	47,003	1,880
ハ. 総所要自己資本額(イ+ロ)	915,401	36,616	902,870	36,114

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「ソブリン」とは、我が国の中央政府及び中央銀行、外国の中央政府及び中央銀行、国際決済銀行等、我が国の地方公共団体、外国の中央政府等以外の公共部門、国際開発銀行、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、地方三公社のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 総所要自己資本額=自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しております。そして、乱数を用いたモンテカルロシミュレーション手法を活用して、信用リスクの計量化を図っております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、総合リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会、融資会議に報告するなど経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産の自己査定基準」及び「償却及び引当金計上規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング(S&P)

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・ バランス取引				債 券		デリバティブ取引		令和4年 3月期		
	令和4年 3月期	令和5年 3月期	令和4年 3月期	令和5年 3月期	令和4年 3月期	令和5年 3月期	令和4年 3月期	令和5年 3月期			
製 造 業	16,513	16,529	5,189	5,493	6,205	6,205	-	-	82	-	
建 設 業	46,931	45,545	45,208	44,270	-	-	-	-	43	225	
電気・ガス・熱供給・水道業	26,751	33,368	18,625	19,142	7,809	13,917	-	-	-	-	
情 報 通 信 業	7,865	8,351	2,767	1,933	2,503	4,509	-	-	-	-	
運 輸 業、郵 便 業	4,153	3,900	1,549	1,296	2,003	2,003	-	-	41	41	
卸 売 業、小 売 業	28,240	21,786	24,641	18,085	3,006	3,006	-	-	0	26	
金 融 業、保 険 業	269,090	280,385	54,781	56,167	97,484	106,711	-	-	-	-	
不 動 産 業	423,043	434,868	379,542	389,198	4,503	4,503	-	-	2,021	2,793	
物 品 賃 貸 業	490	171	490	171	-	-	-	-	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業	37	27	37	27	-	-	-	-	0	-	
宿 泊 業	33,896	30,145	33,896	30,145	-	-	-	-	325	-	
飲 食 業	3,145	3,165	3,145	3,165	-	-	-	-	2	5	
生活関連サービス業、娯楽業	85,821	82,745	84,532	82,367	-	-	-	-	-	-	
教育、学習支援業	324	477	324	477	-	-	-	-	-	-	
医 療、福 祉	12,020	12,715	12,020	12,715	-	-	-	-	-	-	
その他のサービス	36,743	40,627	36,743	40,627	-	-	-	-	319	267	
国・地方公共団体等	580,996	660,477	300	275	183,552	49,225	-	-	-	-	
個 人	1,317	1,214	1,317	1,214	-	-	-	-	16	21	
そ の 他	128,850	101,069	6,540	5,558	18,586	16,687	3,631	2,335	-	-	
業 種 別 合 計	1,706,231	1,777,572	711,655	712,336	325,655	206,770	3,631	2,335	2,853	3,381	
1 年 以 下	130,630	189,788	75,764	77,195	27,923	31,817	-	-	-	-	
1 年 超 3 年 以 下	199,498	129,390	52,090	58,928	77,407	57,461	-	-	-	-	
3 年 超 5 年 以 下	83,109	85,849	34,319	39,840	48,789	43,008	-	-	-	-	
5 年 超 7 年 以 下	50,176	63,544	20,857	17,447	29,318	46,096	-	-	-	-	
7 年 超 1 0 年 以 下	102,565	49,746	37,943	38,048	60,621	7,698	-	-	-	-	
1 0 年 超	547,390	479,942	484,382	475,942	61,008	2,000	-	-	-	-	
期間の定めのないもの	592,860	779,311	6,296	4,933	20,586	18,687	3,631	2,335	-	-	
残 存 期 間 別 合 計	1,706,231	1,777,572	711,655	712,336	325,655	206,770	3,631	2,335	-	-	

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、個々の資産の全部又は一部について業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和4年3月期	3,320	3,711	-	3,320	3,711
	令和5年3月期	3,711	3,576	-	3,711	3,576
個別貸倒引当金	令和4年3月期	6,939	6,756	3,954	2,984	6,756
	令和5年3月期	6,756	5,640	2,314	4,441	5,640
合 計	令和4年3月期	10,259	10,467	3,954	6,305	10,467
	令和5年3月期	10,467	9,217	2,314	8,153	9,217

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		貸出金償却	
					目的使用		その他					
	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
製 造 業	46	26	26	78	-	-	46	26	26	78	-	1
建 設 業	1,134	1,461	1,461	738	88	1,021	1,045	439	1,461	738	83	1,038
情 報 通 信 業	-	537	537	505	-	-	-	537	537	505	-	-
運 輸 業、郵 便 業	23	6	6	-	-	-	23	6	6	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	81	127	127	139	-	-	81	127	127	139	32	-
不 動 産 業	3,327	3,639	3,639	2,223	1,932	1,288	1,395	2,350	3,639	2,223	1,530	696
宿 泊 業	421	708	708	1,065	114	3	306	704	708	1,065	30	-
生活関連サービス業、娯楽業	1,474	88	88	147	1,418	-	56	88	88	147	587	-
教育、学習支援業	12	22	22	23	-	-	12	22	22	23	-	-
医 療、福 祉	8	4	4	269	-	-	8	4	4	269	-	-
その他のサービス	403	133	133	449	399	-	3	133	133	449	44	9
個 人	4	0	0	0	0	-	3	0	0	0	-	-
合 計	6,939	6,756	6,756	5,640	3,954	2,314	2,984	4,441	6,756	5,640	2,308	1,746

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和4年3月期		令和5年3月期	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	642,749	-	718,347
10%	-	6,418	-	4,126
20%	38,775	178,645	47,488	178,965
35%	-	519	-	470
50%	14,103	10,734	16,086	16,400
75%	7,013	2,470	7,013	1,858
100%	22	807,211	11	787,223
150%	1,002	966	1,002	519
250%	-	0	-	-
合 計	1,710,633		1,779,514	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	適格金融資産担保		保証	
	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	37,218	36,769	6,353	5,707

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「融資事務取扱要領」及び「資産の自己査定基準」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、公的信用保証機関である信用保証協会や地方公共団体が設立した大阪産業振興機構等、高い信用度を持つしんきん保証基金等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
該当ありません。

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)
該当ありません。

b. 再証券化エクスポージャー
該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)
該当ありません。

b. 再証券化エクスポージャー
該当ありません。

6. 出資等エクスポージャーに関する事項

■出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		出資等エクスポージャーのうち時価のあるもの					時価のないもの
		取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち評価益	うち評価損	貸借対照表計上額
上場株式	令和4年3月期	13,348	14,149	801	1,522	721	-
	令和5年3月期	11,676	12,294	618	1,145	527	-
非上場株式	令和4年3月期	-	-	-	-	-	63
	令和5年3月期	-	-	-	-	-	63
その他	令和4年3月期	85,341	85,009	△331	2,255	2,587	20,753
	令和5年3月期	67,630	64,561	△3,069	1,010	4,079	20,292
合計	令和4年3月期	98,689	99,159	469	3,778	3,309	20,817
	令和5年3月期	79,306	76,856	△2,450	2,156	4,606	20,356

(注) 「その他」の内訳は、株式投資信託、ETF、REIT、優先出資、その他の証券(投資事業組合への出資金)などが含まれています。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		売却額			償却額
		売却益	売却損		
出資等エクスポージャー	令和4年3月期	28,110	4,111	980	-
	令和5年3月期	36,653	1,860	442	-

出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理方針及び手続きの概要

出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式等(信金中金優先出資証券を含む)、非上場株式等(その他資産に計上している信金中金出資金を含む)、その他投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VAR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会、余資運用会議に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、基本的には債券投資へのヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した運用を心がけております。

なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式等及びその他投資事業組合への出資に関しては、余資運用会議において個別に検討し、理事会の承認により行っております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等の保有目的区分基準」「有価証券等の保有目的区分要領」、「金融商品会計導入に伴う時価算定に関する規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年3月期	令和5年3月期
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	7,914	8,366
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを、事務リスク、システムリスク、風評リスク及びその他のオペレーショナル・リスク(法務リスク、人的リスク、有形資産リスク)とし、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。また、これらリスクに関しましては、総合リスク管理委員会や各種委員会において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

9. 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期
1	上方パラレルシフト	2,255	16,744	3,098	2,778
2	下方パラレルシフト	1,837	△13,468	△3,098	△2,778
3	スティープ化	6,737	17,825		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	6,737	17,825	3,098	2,778
		ホ		ヘ	
		令和5年3月期		令和4年3月期	
8	自己資本の額	110,097		102,448	

(注) ΔEVEは金利ショックに対する現在価値の減少額（現在価値が減少する場合を正で表示）。

ΔNIIは金利ショックに対する算出基準日（令和5年3月末）から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額（減少する場合を正で表示）。

リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の金利リスク(BPV)を月次ベースで計測し、また金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、ALM委員会で協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

尚、投資信託以外の金利リスクはすべて通貨JPYであり、ヘッジ等金利リスクの削減手法は取っていません。

○金利リスクの算定方法の概要

〈コア預金〉

流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

…流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

対 象：流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)

算出方法：①過去5年間最低残高

②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高

③現残高の50%相当額

以上3つのうち最小額

コア預金の満期：2.5年一括

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期：1.25年

流動性預金に割り当てられた最長金利改定満期：2.5年

〈固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約に関する前提〉

金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

〈複数の通貨の集計方法及びその前提〉

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。

なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

〈スプレッドに関する前提〉

スプレッド及びその変動は考慮しておりません。

〈内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提〉

該当事項はありません。

〈前事業年度末の開示からの変更に関する説明〉

変更事項はありません。

〈計測値の解釈や重要性に関するその他の説明〉

当金庫の重要性テストの結果は6.12%となっています。



店番	店舗名	住所	電話番号	店番	店舗名	住所	電話番号
001	本店営業部	大阪市中央区島之内1丁目20番19号	06-4708-7521	017	上新庄支店	大阪市東淀川区小松1丁目7番14号	06-6324-4860
002	大淀支店	大阪市福島区鷺洲2丁目12番10号	06-6455-9930	018	南森町支店	大阪市北区天神橋3丁目1番41号	06-6881-6705
003	針中野支店	大阪市東住吉区湯里2丁目1番9号	06-6703-2071	019	生野支店	大阪市生野区中川1丁目6番17号	06-6758-3271
004	守口支店	守口市春日町1番15号	06-6992-5651	020	西区支店	大阪市西区阿波座1丁目15番1号	06-6539-0125
005	天下茶屋支店	大阪市西成区千本南1丁目3番14号	06-6659-3071	021	関目支店	大阪市城東区関目5丁目4番3号	06-6939-1721
006	深江支店	大阪市東成区深江北1丁目2番2号	06-6976-4881	022	梅田支店	大阪市北区梅田1丁目3番1号100号室 (大阪駅前第1ビル1階)	06-6342-0350
007	寝屋川支店	寝屋川市池田西町9番7号	072-829-7641	023	阿倍野支店	大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目 5番1号あべのルシアス102号	06-6632-7520
008	平野支店	大阪市平野区瓜破西1丁目8番94号	06-6705-1681	024	江坂支店	吹田市豊津町12番1号	06-6821-0061
009	藤井寺支店	藤井寺市小山1丁目1番12号	072-938-3311	025	堺支店	堺市堺区甲斐町東1丁目1番12号	072-221-6501
010	四条畷支店	四條畷市雁屋南町14番24号	072-879-0331	026	我孫子支店	大阪市住吉区我孫子東1丁目11番5号	06-6607-8701
012	港支店	大阪市港区弁天3丁目14番16号	06-6573-1121	027	十三支店	大阪市淀川区新北野1丁目9番23号	06-6305-8100
013	門真支店	門真市殿島町2番1号	06-6908-0071	028	八尾支店	八尾市本町2丁目1番9号	072-923-1515
014	花田支店	堺市北区北花田町3丁目17番地23	072-255-3891	029	上本町支店	大阪市天王寺区上本町6丁目3番31号 (うえほんまちハイハイタウン1階)	06-6779-1215
015	西田辺支店	大阪市住吉区万代東1丁目1番43号	06-6609-7791	030	阪急茨木支店	茨木市竹橋町1番28号	072-624-5331
016	鶴見支店	大阪市鶴見区浜4丁目19番3号	06-6915-0221	031	豊中支店	豊中市中桜塚3丁目2番33号	06-4866-5410

● 信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく開示項目

1. 当金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	頁
(1) 事業の組織	44
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	44
(3) 事務所の名称及び所在地	65
2. 当金庫の主要な事業の内容	36
3. 当金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	5~8
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	50
① 経常収益	⑦ 預金積金残高
② 経常利益	⑧ 貸出金残高
③ 当期純利益	⑨ 有価証券残高
④ 出資総額及び出資総口数	⑩ 自己資本比率
⑤ 純資産額	⑪ 出資に対する配当金
⑥ 総資産額	⑫ 職員数
(3) 直近の2事業年度における事業の概況	
① 主要な業務の状況を示す指標	50・51
② 預金に関する指標	51
③ 貸出金等に関する指標	52・53
④ 有価証券に関する指標	53~56
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
(1) リスク管理の体制	39
(2) 法令遵守の体制	29
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	9~10、13~15
(4) 金融ADR制度への対応	30
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	45~49
(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額	57
破産更生債権及びこれらに準ずる債権・危険債権・三月以上延滞債権・ 貸出条件緩和債権・正常債権	
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	58~64
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
有価証券	55
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	61
(6) 貸出金償却の額	61
(7) 会計監査人の監査を受けている旨	49
6. 報酬等に関する事項	57・58